

墓地管理についての説明会 議事録（要点）

二本木墓地管理委員会

1. 日時 平成 30 年 2 月 18 日（日）10：00～11：30
2. 出席者 墓地管理委員会 役員・委員 14名
二本木町 24 名、美園町 32 名、緑町 38 名、二本木新町 20 名、
三河安城町 4 名、三河安城本町 12 名、町外 10 名 計 140 名
3. 内容
 - （1）二本木連合町内会平田会長から挨拶
 - （2）資料に基づき説明
墓地管理委員会からのお知らせ、役員案、管理規約（案）、管理運用細目
管理業務に協力いただける方を広く募集しているので協力いただきたい。
4. 質疑応答・意見
 - （1）墓地管理規約改定の経緯を人が変わってもわかるように残すこと。
*過去にも残しているので明確にしていきたい。
 - （2）会計の汚職がないようにはっきり監査を行うこと。（毎月・年度）
*町内会業務と同様に会長・年度末監査員がチェックする。
 - （3）役員・委員の業務内容を明示すること。委員として参加してよい。
*集金・案内配布・掃除出席者のまとめなど
 - （4）班長は何人必要か？
*班長 1 名あたり墓地所有者 30 名程分担レベル
 - （5）花のようなごみは持ち帰りが一般である。
環境問題に配慮し美化に努めてほしい。
*町内会長が美化に努めている。市の清掃は既得権である。
 - （6）購入金額が違うのに均等償却は不公平でないか
*定率で償却し 3 万円を限度に返還する考えであった。
「市条例」を参考とし同一とすることも考えられる。
 - （7）預り金減額は墓未建立者の墓地返却が増えないか
*未建立者の清掃不参加も多いことから美化が進むのでは。
 - （8）役員・班長の担当すること
・配達・集金・クレーム対応に支払い報酬はいるのか
*町内会は町内会費の 45%程度を報酬としており、組長・班長と同様に
墓地管理も同様に管理費の 30～40%の報酬が妥当と考えている。
協力いただける方が必要であり是非申し出てほしい。

(9) 町外の人・墓地未建立の人の多くが掃除に来ていないが。

＊難しい問題であり、対応に苦慮している。

(1 0) 現有墓地を増設する考えは。いずれは町内会に戻さないか

＊敷地がいっぱいであり難しい。

(1 1) 全員が撤去を前提にしているのか。管理費の使用はいかに？

＊無縁墓が増えないようにするのが基本である。

管理費は墓地運営に協力いただける方の報酬・墓地の改修等に当てる。

(1 2) 委任状の扱いを皆さんの意見が反映されるように。議長一任の委任状が過半数で参加者の意見が聞いてもらえないのは問題だ。賛成・議長一任・反対等が明確に反映されるように。例を提示された

＊考慮して反映できる形にする。見やすいようにする。

<今回の反映事項>

墓地の償却方法は、不信を招きやすいので墓地総会から一定期間(2年)の猶予後、「安城市霊園の設置及び管理に関する条例」に準ずるものとする。

条例第7条2項

納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その一部を還付することができる。納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その一部を還付することができる。

区分	還付する額
使用の許可を受けた日から1年以内に墓所を使用することなく返還したとき。	既納の使用料に 95%を乗じて得た額
使用の許可を受けた日から3年以内に墓所を返還したとき。	既納の使用料に 70%を乗じて得た額
使用の許可を受けた日から3年を超え5年以内に墓所を返還したとき。	既納の使用料に 50%を乗じて得た額
使用の許可を受けた日から5年を超え10年以内に墓所を返還したとき。	既納の使用料に 20%を乗じて得た額

<注>墓地は更地にして返還するものとする。